

葉山町教育委員会 5月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年5月19日(水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室2
- 3 出席委員 教育長 稲垣一郎
教育長職務代理者 小峰みち子
委員 鈴木伸久
委員 水沢 勉
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 田丸良一
教育総務課長 虫賀和弘
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久
学校教育課指導主事 松本美穂
- 5 議長 教育長 稲垣一郎
- 6 書記 教育部長 田丸良一
- 7 開会 午前10時00分
- 8 閉会 午前11時49分
- 9 次第 日程第1 前回会議録について(葉山町教育委員会4月定例会会議録)
日程第2 教育長の報告事項について
日程第3 議案第6号 令和3年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第2号))(案)について
日程第4 議案第7号 押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について
日程第5 議案第8号 葉山町教育委員会行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する規程について
日程第6 報告第3号 教育長の事務代理に係る報告(令和3年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第1号)))
日程第7 新型コロナウイルスに関する対応について
日程第8 その他

(開会宣言)

教 育 長) ただいまから葉山町教育委員会5月定例会を開会いたします。
本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数に達しておりますので、有効に成立しております。
時刻は10時ちょうどでございます。

本日の定例会について、傍聴人が1名であることをご報告いたします。傍聴人の方は携帯電話の電源をお切りくださるようお願い申し上げます。

本日の日程といたしましては、次第のとおりでございます。会議次第についてのご異論、ご異議ございますでしょうか。

ご異議なしと認めます。

なお、会議録作成上、質疑の際は挙手をしていただき、委員の名前を指名した後、発言をしてください。

また、質疑をされるときは、何についての質疑か、明確にお願いします。

(前回会議録について)

教 育 長) 日程第1「前回会議録について」を議題とします。

部長のほうから説明をお願いいたします。

教 育 部 長) それでは、4月定例会につきましてご報告いたします。

各委員の皆様には会議録を配付させていただいておりますので、内容につきましては省略させていただきます。

なお、4月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会9時57分、閉会11時18分でございます。

以上です。

教 育 長) ご意見、ご異議はございませんか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、前回会議録について、原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教 育 長) 日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

お手元の教育長報告事項と題した別紙をご覧ください。記載は4件ですので、順を追ってご報告をさせていただきます。

まず1つ目の報告です。4月28日(水曜日)午前10時から、令和3年度第1回湘南三浦管内教育長会議が藤沢合同庁舎5階会議室で開催をされました。まず、北村事務所長から年度当初の挨拶と、何点かお話がございました。

1点目は、神奈川県全体としての不祥事防止の取組についてです。これについては、昨年度はコロナ禍の影響もあり、懲戒処分の件数は減少したということなのですが、残念ながら、県民の信頼を大きく損なうわいせつ事案数だけが減少しなかったこと、これが大きな課題であるということでございました。県教育委員会としても、今年度は何としてもここを重点的に取り組みたいと、県教育長の意向があること、既に報道等でご承知と思われまますけれども、有識者会議からも提言を頂いてお

り、これから真摯に取り組むこと、各自治体でもしっかりと取り組んでもらいたいということでした。

2点目は、管理職の人事育成に関することでした。神奈川県として教職員の管理職育成に関する指針を明確にして人材育成に取り組んでいくこと、これについてご説明がありました。

3点目に、人事については広域の交流についても取り組んでいただいたことへの感謝が述べられました。さらに、コロナの変異株の増加で、これからもご苦労をおかけしますと、十分注意しながら学校運営に取り組んでいただきたいというお話がありました。

さらに、今後明確になっていくという話題でございますけれども、令和3年度の通常国会に国家公務員法等の一部を改正する法律案が提出されているとのことです。これはいわゆる定年延長に関する法案です。これが国会で議決されると、地方公務員にも人事院から勧告が出て、同じように定年が延長になっていくことになります。今出されている法案ですと、現在54歳の方から段階的に対象になるというお話がありました。

その後、副所長のほうから教頭候補者選考試験について、さらに各課から事務連絡がありました。ちなみに、管内の今年度の教育長会議のところの会長は、寒川町教育長、副会長は三浦市教育長でございます。

情報交換の中で、私のほうからは、人材育成について広域連携も含め、県教育委員会が先導的にルートを示してもらうことが必要であることを申し上げました。小さな自治体ではですね、人材育成もしやすいケースもありますし、継続的に人材育成をしていくことも必要でございますが、一方、人の流れがない中での人材育成は非常に厳しいものが見込まれますので、湘南三浦管内だけではなく、県全体での人材育成と、地域への人材の派遣も必要であるということをお願いしておきました。

2つ目は、同日午後2時から、リニューアルしました県の総合教育センターの講堂で開催されました、神奈川県市町村教育委員会教育長会議についてでございます。当日はですね、会場での参加と、Zoomを使用するオンラインとの併用で会議が県として初めて開催されました。オンライン参加での自治体の教育長につきましては、質問、意見についてはZoomのチャット機能で、書き込みで意見表明等々をするということがこのところ初めてされたということです。

まず、桐谷県教育長から挨拶を含めてのお話がありました。感染症対策等、学びを止めない努力に対する感謝、コロナについては、変異株の増加に伴い、これまで以上に強い警戒心を持って取り組むべきであるということ、これまでと同様ですね、県と市町村が情報を共有しながら取り組んでいきたいという趣旨のお話。

2つ目には、小学校における35人学級の実現も今日的な課題であるので、各自治体でしっかりと取り組んでいただきたいというお話もございました。

さらには、不祥事防止の今年度の重点目標でございますが、先ほど申し上げたとおり、わいせつ事案をゼロに限りなく近づきたい、もっと言うならばゼロにしたいというお話がございました。わいせつ事案については、なぜかやはり高い数値、これが横ばいの状況が続いております。県民の信頼をとにかく何とかですね、回復したいというところの県教育長の強い思いがお話されました。

以上を踏まえて協議をお願いしたいというお願いの後に、全体の会議がスタートをしたということになります。

桐谷教育長のほうが議長となられまして、協議が開始されました。概要をお伝え申し上げます。

まず、田所インクルーシブ担当部長より、3点お話がありました。

1つ目ですけれども、義務教育段階で平成30年までですかね、みんなの教室というところで支援体制をお願いしてきたところがありますと。各市町村がどのようにインクルーシブ教育を推進していくかということは今後もぜひ考えながら取り組んでいただきたいというお話でした。現在はですね、インクルーシブ教育校内支援体制整備事業という形の中で、15市町村小学校に1校ずつの指定がされているところがございます。

2つ目は高校段階におけるお話です。現在、14校で特別募集を実施し、高校入試の場のところでもインクルーシブ教育が展開されていていっているところです。令和3年度入試、つまり今年の入学生につきましては、全体で218名の特別募集についての受験がございました。そのうち、これは残念なことではございますが、高校の入選制度を使っている入試の関係がございまして、定員のところの定員内不合格は県立は一切出さないことになっておりますけれども、定員をオーバーした場合には不合格が出るということがございます。その中で今回、先ほど申した218名の受験で合格者が215名であったということではございます。高校の入試を使っている入試ということでございますので、ここについては課題があるということで、もう既に来年度入試の要項がホームページ等のところで県から発表がされておりますけれども、来年度はですね、2次募集をインクルの実践校のところでもしていこうというところももう発表されています。仕組みとしては、簡単に申し上げますと、共通選抜のところにおいてのものしかこれまでは特別募集がなかったものです。ただ、そのところで仮に不合格があった場合には、本年度もですね、普通高校含めて相当数2次募集を県の高校でさせていただいたんですけども、インクル対象校についても空きがある場合には、特別募集の枠の中ではありますけれども、2次募集をやらせていただきたいというお話が出てきてまいっております。

インクルーシブ実践推進校では、既に卒業生が2期出ていることになっておりますけれども、その進路実績についてもお話がございました。具体的にはですね、進学、職業訓練も含めるということになっておりますが、1期生、つまりもう1つ前に出た子たち

ですね。その子たちは進学系が41%、今年出た2期生は51%でございましたということです。就職に関しては1期生が45%、2期生が30%ということです。これについての分析ですとか見解についてのところはですね、各校含めてのところで生徒たちとキャリアをしっかりと考える教育を3年間した結果ではないかということでお話がされたところです。

高校改革の第3期につきましては、これから正式に表に出てくる、もう1年後になると思いますけれども、そのときにおいては、さらに実践校を増やしていきたいという形で検討を重ねているというお話がございました。

それから、インクル関係、3つ目のお話でございます。インクルーシブ推進フォーラムのお知らせがございました。これは毎年インクル課が主催をしているものでございますけれども、今年度は8月24日（火曜日）に、まだ時程は決まっておりませんが、午後にヨコスカ・ベイサイド・ポケットでまず実施がされる予定です。さらに、地域をちょっと変えまして、11月28日（日曜日）に海老名市の文化会館大ホール、こちらのほうで開催の予定です。この日はですね、午前中につきましては現状のいわゆる14校の実践校の報告会が午前中にあり、午後にフォーラムを開催するというところでございますので、ぜひご理解とご参加をお願いしたいというお話がございました。

続いて、濱田指導部長のほうから、今年度の入試選抜の採点における誤りについてのおわびと改善策の方向性についてのお話がございました。

まず、入試に際して、新型コロナ対応での志願に関して様々変更させていただいた。その中では郵送等を含めてですね、いろいろなことを中学校でもやっていただいたことに感謝ということがまずございました。

採点誤りにつきましてはですね、2系統の照合をしているんですが、その2系統の照合においてミスが明らかになりました。6校で7件、結果的に2年遡りで全校で調査をしましたが、点検、再点検をさせていただきましたが、そこについてもですね、3校4件のミスが発覚をしたということでございました。結果としては、合否結果について影響がなかったということではございますけれども、県全体としても、高校入試のところでミスがあったということについては、非常に大きな問題と捉えております。

改善策につきましては、パソコン上で現在入力しながら、その中で明確にソフトウェアの中で点数が出てきて点検ができるような仕組みと、それからもう一つのところは、紙媒体のところで照合するということをしているんですけども、これではもう駄目だということでございまして、PC上で電子的な照合を、両方でやっていきたいというところで現在検討を重ねているというお話がございました。先ほど申した、いわゆる郵送での志願に関して、あるいは発表に関してのウェブ発表、これにつきましては継続して取り組んでいきたいというお話がございました。

入試に関しては、さらに在県外国人等特別募集のお話がありました。これについては対象者が、これまでは日本に来てから、3年以内という限定がございましたが、これを6年以内に変更してもらいたいというお話が出ました。該当校についても、これまで13校、在県の対象の学校はございましたが、これに加えて、新栄高校、横浜旭陵高校、横浜明朋高校、藤沢総合高校、それから高浜高校を追加する形で、県内を網羅していきたいというお話がありました。

続いて、宮村支援部長より、自殺予防について、並びに「かながわ特別支援教育推進指針について（仮称）」の説明がございました。非常に残念なことではございますが、全国の児童・生徒の自殺につきましては、令和2年の1月から12月期のところで499名であり、約100名、25%増加しているという、非常に痛ましい状況がございます。さらに、8月の数が昨年度一番多かったと。これにつきましてはコロナの関係がございましたので、例年と違って、例年は夏休み、夏季休業が終わった後の9月というのが非常に多うございますけれども、昨年は学校が早く始まっている。夏季休業も短くですね、8月の後半段階で学校がスタートしているというところと影響があるのではないかとのお話をされておりました。本件についてはですね、令和元年度が10件、令和2年はまだ未公表ではございますけれども、現在これを超える状況がもう既にあるというお話でございました。コロナ禍での学校含めての閉塞状況を考えていただいて、相談窓口をぜひ繰り返し繰り返し児童・生徒に伝えてもらいたいというお話がございました。県の健康医療局の出前講座であるとか、それから啓発の資料、それから動画、これを適切にぜひ使ってもらいたいというお話もございました。5月になりましたので、昨年もありましたが、SNSでの相談も開始をさせていただくというお話でございました。先生方のきめ細かい児童・生徒への一言一言の声かけが、最終的には生徒の一人一人の、児童・生徒さんたち一人一人の命をつなぐことになるということで、ぜひお願いしたいというお話がございました。

続いて、「かながわ特別支援教育推進指針」についてでございます。これにつきましては、既にホームページ等でも、現在、素案が載っておりますのでご覧頂けると思いますが、基本的な考え方、方向性、施策については整備計画、それから医療ケア、市町村との役割分担と連携について取りまとめをさせていただいたということでございます。令和3年7月に最終案を取りまとめていく予定だそうです。国の設置基準が現在作られている関係がございまして、これによってはですね、少し最終案の取りまとめが遅れる可能性もあるというお話もされました。

続いて、大場行政部長より、不祥事防止について説明がされました。昨年度のわいせつ事案5件の詳細説明がされた上で、1月に専門的知見を持つ有識者会議が設置され、取組について議論がされ、分析もされ、提言がまとめられたということです。原因分析がされた上で、令和3年度の取組については最重要課題としてわいせ

つ事案防止、これに取り組むこととされたということです。

申合せ事項については、県市町村教育長の文書として、連名で作成をされております。そして、これにつきましては、参加者の全員の教育長で承認をしたということになりました。有識者の会議のメンバーには、自治体のほうからは大和市の教育長が参加をされておりましたので、少しコメントをされたところがありました。少しご紹介をしておきます。

まずはとにかく教職員の高い倫理観、これをさらに一層養っていくということがまず必要だというお話。それから、学校現場での取組ですが、特にケースの個人としての振り返りが必要だということ。簡単に申し上げますと、まず、ほかのところで起きているという形で考えない。ケースが起きたときには、ケースについてしっかりと在籍している職員職員が自分に照らし合わせ、あるいは、今、在職している学校の環境等に照らし合わせ、その中のところでどうなんだということの振り返りをやはりしっかりとしていくべきだろうというお話が、感想めいたことではあります。ということですとされたところがございます。

提言の内容につきまして、具体的に少し申し上げておきますというお話がございました。

まず1つ目ですが、先ほどもありましたが、教職員の倫理に関する指針の作成をしたい、これが1つ目でございます。2つ目、適切な教育相談のための研修材料を映像化をしたいというお話がございました。3つ目、専門家等による性被害の研修の実施をさせていただきたいということ。それから4つ目、教育相談の留意事項の周知徹底。これについてはですね、内容的に考えるとどういうことかという、いわゆる児童・生徒さんたちは様々な悩みがあったときに、教員に相談をしまります。これまでも1人のみで聞くのではなくて、複数名で聞きなさいという話を徹底してきたところではありますが、原因分析の中のところで、こういう要因の中から事案がスタートをしているものがあるというお話が出てきておりますので、学校に配置されておりますスクールカウンセラーであるとか、さらにですね、SSW系も含めてですね、適切に相談のことがあった場合には、当然複数、さらに専門家も交えた中のところでやっていくべきだということの留意事項、これについても明確に周知徹底させていただきたいというお話でした。

さらにですね、校内での未然防止早期発見のための組織づくりをぜひお願いしたいということです。

さらに、同僚性の醸成、職員室の中での同僚性、これの醸成に向けた組織的な支援体制の充実を図りたいというお話。

それから、臨床心理士による個別事案の分析をしたいというお話がございました。

最後に、教員一人一人の自己分析のためのチェックシートの作成実施、これを今年度中に必ず継続的にやっていきたいというところでお話がありました。このよう

な形での提言がされたところです。

この取組につきましては、県からの方針、明確なものが、具体が出てまいりますので、葉山全体としても取り組んでいくことが、これが当たり前のことと考えております。

4月定例会において鈴木委員から話がされたSNS等の運用についてのこと、これにつきましても、今回のところの周知に併せて、徹底をしてまいるような形で進めてまいろうと思っております。

続いて、連絡事項がございました。高校改革担当局長の杉山局長のほうからお話がございました。ご承知のとおりで、現在高校改革については第2期の計画が既に始まっております。この近隣のところで、これもご承知だと思いますが、逗子高校がですね、現在生徒募集の停止が今年度から始まっておりまして、2023年度に逗葉高校との統合がされるということ、近隣のところではそんな形でスタートをしますと。さらに、県全体の中での高校改革の趣旨、あるいは第2期の進行状況についてのお話がまずされました。さらに、第3期、高校改革の最後になりますけど、これにつきましては、令和4年度のところで策定・公表していきたいという話がありました。

最後に大場行政部長より、「かながわ学校管理職育成指針」についての説明がされました。管理職になるに当たって、県のほうでは、アセスメントを実施するというふうに今回されています。管理職になるに当たって明確にアセスメントをして、その、アセスメントの結果を自分自身がしっかりと認識をしていく中で管理職になっていくという形になっていくようです。ただしですね、市町村については、一旦県のところでスタートをさせたところの検証結果等々、分析を含めた後のところで導入を考えたいというお話がありましたので、市町村にすぐに入ってくるわけではございません。今後の動向を見守りたいというふうに思っております。

以上で令和3年度第1回県市町村教育委員会教育長会議についての報告とさせていただきます。

報告の2つ目として、5月6日（木曜日）に行われました定例校長会議についてご報告をいたします。

冒頭に教育長挨拶において、ただいま報告をいたしました第1回湘三管内教育長会議及び第1回県市町村教育委員会教育長会議についての報告をさせていただきました。

続いて、コロナの罹患者等発生時の対応の再確認をさせていただきました。変異株が増えている関係の中、これから小学校、中学校におかれましても、それなりに、いわゆる罹患に関わる事案が発生してくることがございます。そういう中で、もう一度どんな形で学校と教育委員会、それから町部局含めでの連絡系統どうしていくのかも含めて、再確認をさせていただいたところでございます。

また、前回の教育委員会で、これも鈴木委員のほうからお話がありました。ぜひ教室で、窓の開放による空気の入替え、循環をぜひやってくれというお話がありましたので、これについても、ぜひ徹底をしてください。これが多分学校の中での密の状態の中のとこで罹患を少なくしていく、リスクを下げるための唯一の方法であるというお話を各校長にもさせていただいたところです。

さらに、コロナ罹患者が出た場合の学校としての学習の進め方についての具体的方策についても再確認をしておきました。GIGAスクール構想での端末配備は、現在葉山のほうでは小学校、中学校、終了しています。そういう中、今後何か起きたときにオンライン学習の具体、これはどういう形を取ればいいのかというところのお話も差し上げました。

まず、学校は問題がないかもしれませんが、ただし、昨年もそうだったと思いますが、家庭の無線の状況、家庭の中に無線LANが存在しているのかというところの状況確認が済んでいないと恐らくオンライン始められませんので、このところについても各校のところでぜひ調査をしてくださいというお話を差し上げているところです。

それから、続いて、今後栃木県的那須町と葉山町が様々な提携を結んでいくという形になるというお話を伺っています。那須が、実は非常に葉山町と学校数含めて、土地面積は大分違うんですけども、学校の状況は大分似ているところがございませぬ。そんな中で、那須町は教育大綱等をこの3月ですかね、出しております。小・中一貫を含めて様々なお考えがその中にはちりばめられておりますけれども、那須町のところの大綱の特徴は、いわゆる学校教育だけにとどまってないですね。生まれてから18歳になるまで、簡単に言うと成人になるまで、これをトータルで一つの考え方として教育の大綱に含めて作られています。こんなことも勉強していこうねという部分で少しお話を差し上げたところです。

さらに、文部科学省の「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びの一体的な充実に関する参考資料」、これが令和3年3月に発出されています。これについて少し話をさせていただきました。児童・生徒に必要な力というもので、1つ目は、現代において自由に生きることが出来る力とはどんな力なんだろうか。2つ目、それはどうすれば育ていけるのか。そして3つ目、自由の相互承認の感度は…感じる心ですね、その感度はどうすれば育ていけるのかというところの部分。ほかの人間、他者を承認していくためには、自分をまず承認していくというところができないと、多分他者には向かっていけないというお話も差し上げたところです。自分自身の不安、自己不安というものはまず他者を否定していくところから行動に移していくということですので、とにかく自己不安を持たせないための自己承認をどうしていくのかというところを考えましょうというところで少しお話をしました。

自律した子ども、自律といっても自ら立つではなくて、律するの自律ですね。自律した子どもの育成はどうしたらいいかについて、これにつきましては、工藤勇一先生、現在は、横浜創英の中・高等学校の校長先生になりましたが、ご承知だと思いますけども、東京の麴町中学校の校長をされてた方ですね。この方と脳神経科学者の青砥瑞人さんが今回本を書かれました。その著書から少し引用してお示しました。本は、「自律する子の育て方」という本でございます。心理的安全性を担保するというのがキーワードでございます。そのために必要なものはメタ認知の習慣であるということ。それから、自分を責めないということ。そして、教員が子どもたちに駄目出しをしない。これなかなかですね、教員というのは、「うーん、違うんだよね。」と簡単に言ってしまったりすることがあるわけですが、そうではないんだということですね。ぜひ子どもたちに駄目出しをしないということ。さらに言うと、これは、アメリカのほうのところで、スタンフォード大学等でも普通にやられていることですが、研究サイドでも使われているデザイン思考の考え方になりますけれども、プロトタイプ。単純に言うと、作って、その中で失敗すれば、何が失敗だったのかということを確認しながら、そこをしっかりと確認をしていく。プロトタイプの考え方が今の日本の義務教育の中に非常に必要なんだというところ、これを簡単にお話申し上げました。

最後に、その後、各校長先生のほうから今年度の各校の教育目標等の説明を一枚一枚から受けました。どの学校からも、明確な目標や重点課題が語られたというふうに考えています。6校全てのところで、できるだけ統一的な物の考え方ができるという事ですねということはあるんですけども、ただし、学校の教育編成、それから各学校の在り方についての詳細については、当然学校の中での特殊性もございまして、ある意味で特色を出していただいておりますので、そこについては各学校で考えていただいて結構だと思います。ただし、組立ての仕方等々については各校のところがばらばらであることは違いますがという話を前回も差し上げてありますので、そこを踏まえての今回の重点目標含めてのお話があったというふうに考えています。

報告案件3つ目に移らせていただきます。13日（木曜日）に葉山町のいじめ問題調査会が開催されました。自己紹介が終わった後に、互選で神田外語大学客員教授の嶋崎政男先生が会長に選出され、神奈川弁護士会の高橋博丈先生が副会長に指名されました。その後、事務局より、葉山における暴力行為、不登校、いじめ認知の事案数等について報告があって、その後、質疑応答がされました。詳細は後ほど事務局の学校教育課のほうからあるかもしれませんが、質疑の中でですね、会長及び副会長のほうから、葉山いじめ問題調査会はいじめ防止対策推進法、これは平成25年の法律第71号によっておりますが、その中の第14条3項におけるものとして考えてはいかがかという提案がございました。事務局としては検討いたします

としましたが、つまり何かと申しますとですね、重大事案が起きなくとも、この調査会については年に1回程度は、報告も含めて開催できるようにしてはいかかという、そういう提案でございます。また、事案によっては規定で定められている5名では調査に足りない。もう少し増員をしたい、そういうことができないかというお話もございまして、規則の附則等で緊急時の増員を定めておいてはいかかというご提案もありましたので、近隣の市町村の規定等を確認して、また検討させていただきますとお答えをしてあります。その他、私、町のほうのところの会議がございましたので、中座をさせていただきましたので、その後のところで何かさらに報告があれば、これも後ほど学校教育課のほうからお話があると思います。

報告の4点目、最後になりますが、18日(火曜日)に山北町で開催予定であった県町村教育長会春の総会・春季研究会につきましては、残念でしたが、県の蔓延防止措置が葉山、寒川町にも適用されたことがございましたので、書面開催となりました。したがって、今回のところでは議案含めて様々なところのところはまだこちらに届いていないという状況がございます。本来であれば、この場のところで前教育長の、返町前教育長もこの会にご出席いただいて、感謝状含めてお話をいただくところだったんですが、今回は返町前教育長のほうにも、残念ですが書面になりましたということで伝達をさせていただいてるところです。

以上で教育長の報告とさせていただきます。

本件についてご質疑等がございますでしょうか。小峰委員、お願いいたします。

小峰委員) 3項目になるでしょうか、質問させていただきたいと思います。

教育長のお話特に上がってはおりませんでしたけども、連絡事項の4番の、教育支援教室ヤシの実についてがまず1点です。それから、2点目が各学校の教育目標についてです。3点目は、ここで質問していかどうか分からないんですけど、本年度から始まる水泳指導、民間施設を利用した水泳指導についてです。

まず1点目の支援教室ヤシの実についてですけれども、施設もきれいになったし、そこでの指導の充実、子どもにとっていい方向が望めると思っておりますので、期待しております。そこで、まずはその中の一つが、現在通級している児童・生徒の人数、差し支えなければ学年等も含めて教えていただきたいということ。

それから、そこでの子どもたちの指導を通して、いわゆる不登校になったきっかけを大ざっぱにまとめると、どのような要因が考えられるか、あるいは分析しているものがあればその辺のお話を伺いたい。反対に、登校できるようなきっかけができた子は、どのようなきっかけで学校に戻ることができたのか、その辺り、もしつかんでいらっしゃるところがあったら教えていただきたいということです。

それから、またヤシの実に関わってですけれども、以前にも給食について伺ったことがありました、学校の1階の施設を使っているの、給食を配食しようと思えば可能かなと思っています。中学生も一緒にいることで無理な点もあるのかもしれ

ないんですが、少なくとも給食で友達と一緒にのものを食べるとか、配膳を協力して行くとかということにも何か意味があるんじゃないかなと私なんかは思ってしまうんですけども、ヤシの実に來ている子についての給食、配食、どのようにお考えになっているかということです。ヤシの実についてはその3つになりますか。

それからもう一つは、今、教育長のお話にもありましたが、校長先生から各学校の教育目標についての説明があったということですし、私たちが頂いている資料の中にも教育方針を書かれたペーパーがついていますが、各学校の書き方が、書きぶりがばらばらというか、もっと知りたいなとか、もうちょっとこうやって書けないかなと思ったりするところもあるんですけども、教育委員会のほうから様式等をもっと統一するように求めるというか、この内容は書いてくださいという指定があるのかどうか、その辺も伺いたいと思います。経営方針と書いてある学校もあるし、運営方針と書いてある学校もあるし、経営と運営は若干意味が違うかなという気が私などはしてしまうんですけども、その辺で繰り返しになりますが教育委員会のほうから形式の統一というか、内容についてご指導があるのかどうかということです。

それから、ここで伺っていいかどうか、さっき申し上げたんですけども、今年度から実施される民間施設を使った水泳指導について、実施の期間とか方法とか、今お話しいただける範囲内で結構ですので、伺わせていただけたらと思います。

以上です。

教 育 長) よろしいでしょうかね。では、まず、ヤシの実の関係、通級の人数、学年がもし語ることができるならばというお話が1つ。それから、不登校要因がどんなものであるのか。それから、登校をすることになった、登校契機は何だったのかということがもし分かればお知らせいただきたいということ。それから、給食の配食に関してのところの見解がございましたらお知らせくださいということです。これ指導主事でもよろしいですか。よろしく願います。

学校教育課指導主事) 葉山町教育支援教室ヤシの実についてです。現在通級している本通室の児童は、小学生が1名になります。学年につきましては、個人情報となりますので伏せさせていただきます。そして、中学生の生徒は4名でございます。

不登校になった要因としましては、それぞれ個によって違います。現在常に来ていたという子どもについては、仮通室のお子さんを含め小学生の2名のみです。基本的に中学生は在籍校に通いながら、ちょっと疲れてしまったというときにヤシの実を利用しているお子さんが多いと捉えております。不登校になった要因は様々なので、少しかいつまんで申しますと、学校に來ると1日頑張ってしまうと、もうその後疲れて学校になかなか來れなくてというふうな状況のお子さんです。学校へ行くことがプレッシャーに感じている部分もあり、ヤシの実で、自分のペースに合わせて学習したり、集団行動をしたりしています。中学生については、基本的に中学

校で過ごしています。けれども、対人関係が難しく、友達とうまくいけなくなり、5月になってヤシの実を利用するというふうに、行ったり来たりというお子さんが多いです。

学校へ戻ったという子については、現時点ではいません。小学生からヤシの実を利用しているお子さんがさらに中学生になっても戻る心の居場所をつくっておくという意味で、ヤシの実を卒業するという事は、現時点ではございません。

給食の配食についてなのですが、ヤシの実のほうではお弁当が基本となっております。給食を提供していません。ただ、お子さんによっては、ヤシの実と学校を併用している方もいますので、給食費を払ってらっしゃる家庭が中にはあると捉えています。以上です。

教 育 長) ありがとうございます。

学校教育課長) 今の補足で、給食の件ですけれども、おっしゃるとおり、ヤシの実に通うお子さんが給食を食べる意味・意義は大変大きいと思います。ただ、今の段階で、指導主事の話にもあったとおり、現状2～3名の児童生徒がヤシの実に来れるか来れないかという状況ですので、今後の検討課題だと思います。集団生活やコミュニケーションが苦手なお子さんたちがいずれ定期的に通えるようになれば、イベント的になってしまうかもしれませんが、給食をぜひ食べてみようなんていうことも取り組んでいければと思っております。子どもたちの実態に合わせながら、担当の教員と相談して、上小へお願いしていきたいと思っております。ありがとうございます。

小 峰 委 員) 今のところで、今お話だと、在籍校には給食費を払っているということだと、結局は、在籍校に行かなければ、給食費はただ払ってるだけということになってしまうわけですね。

それからもう一つ、指導される先生は給食を召し上がっているんですか。

学校教育課指導主事) いえ、お弁当です。

小 峰 委 員) お弁当なんですか。

学校教育課長) すみません。ちょっと確認をしてみないと正確なことは言えないのですが、在籍校にほとんど通えていないお子さんに関しては、給食費は止めてると思います。もし上山口小学校で食べたいというお申出があったときには、朝の時点で上山口小へ申込みすれば可能だと思いますので、検討できると思います。

小 峰 委 員) 私の願いとしては、中学生もいるので難しいということはあると思いますが、先生と一緒に同じものを食べる機会があることで、これが嫌いとかあれが嫌いとか、じゃあ、牛乳は少し飲めるように頑張ってみようねとか、ちっちゃな集団だけれども、何かそういうようなことから、コミュニケーション能力もちょっとずつできるかなという、そんな期待があったものですから今のような質問をさせていただきました。課長からのお話も検討するに値するような内容かなというふうにお話ししい

ただいたので、それで十分です。ありがとうございます。

教 育 長) 課長、よろしくお願ひします。

学校教育課長) 今、コロナ禍でなかなか調理実習ができていない現状があります。ヤシの実の学習の特徴的な取組に、調理実習を位置付けています。その取組を通して子どもたちの会話とか、協力して何かを作っていく喜びを体験する学習になっています。ただ、今実施できてないということもありますので、上山口小の給食の活用と併用しながら、そこで育まれるコミュニケーションとか、先生とのつながりとかを、子どもたち同士のつながりとか、大切にしていきたいと思ひます。ありがとうございます。

教 育 長) ぜひですね、ケースによって大分異なると思ひますので、ヤシの実に通っている生徒さん、児童・生徒さん、それから保護者の方、それからヤシの実の先生ともよく話をしていただいて、実現ができるようなことがあるならば、実現に移していただければというところでお願ひできればと思ひます。1点目について、小峰委員、よろしいですか。

2点目について、学校の、様々な計画含めてのところ、フォーマットのお話なんでもございますが、実は私ここに赴任して一番最初に学校要覧を見せていただいて、何でみんなばらばらなんですかという話を一番最初に疑問を投げかけさせていただきました。実は今年度につきましては、もう既に学校で教育目標含めて、学校のほうが大分つくってしまっているという状況があったということをお伺ひしています。そういう中でもですね、最終的に学校要覧を含めて、ものの、先ほど委員からお話がありました、学校運営と学校の経営というのはちょっとニュアンスが違うよと、これはそのとおりでございます。そういうことも含めて、来年度に向けては、校長とも話をしながら、フォーマットに近いものを作成はしていくべきだと思ひています。ただ、その中で、これ高等学校もそうですが、100%のフォーマットをつくってしまうということではなくて、やはり、小峰先生ご承知のとおり、各校の特徴がございますので、ある学校は学校のグランドデザインを持っている学校もありますし、グランドデザインを全員つくりましょうという形に進めるかどうかというところもまた検討させていただければと思ひてお願ひしますので、これについては学校教育課長、それでよろしいでしょうか。

学校教育課長) はい。

教 育 長) 小峰委員、よろしいですか。

それでは、3点目、水泳の指導について、これは学校教育課長のほうからですか、それとも総務課長ですか。総務課長、お願ひします。

教育総務課長) 水泳に関しては、簡単にまとめた資料がありますので、会議終了後お渡ししたいと思ひます。概要としては、1人のお子さんがプールに3回行くような形です。実際水に入る時間は、移動や着替えもあるので、1回当たり 60 分程度になります。期間としましては、おおむね年内ですね。民間プールですので、先方の都合もあり

まして、水曜日を中心にやっていくような形で、まずは高学年から始めています。高学年始めて様子を見てですね、全体のカリキュラムの中をどうしていくか。ある程度連続して授業をやらないといけないんじゃないかという学校の意見もありましたので、そういうところをやりながら、今年度に関しては少し試行といいますか、探り探りなところがあります。そういったポイントも含めて、後ほど資料をお渡しさせていただければと思います。

小峰委員) 年間を通してということは、通常の水泳のように6月からということではなくて、後で資料を頂けば分かるのですが、大体何月から何月ぐらいまでを想定しているのかだけ、今教えていただけますか。

教育総務課長) 期間はおおむね年内ですね。冬場も授業をやるようになります。

教育長) 小峰委員、よろしいでしょうか。

小峰委員) 後で資料頂いた中で見せていただけるということですね。

教育長) ほかにご質疑ございますでしょうか。下位委員、お願いします。

下位委員) 今の小峰委員の質問に追加で教えていただきたいんですが、プールの授業を民間に委託するように今回やろうというのは、プールに問題があって使えないからということなんでしょうか。

教育総務課長) おっしゃるとおり、プールの老朽化による対策です。今、町全体ではプール、校舎含めて、公共施設全体の老朽化対策というのを検討に入っています。プールも新しいものに更新しようと思ますと、1つ当たり1億3,000万程度かかるというのが、劣化診断の際に出ています。そうしますと、葉山6校のプールを集約するとか、どうするとか、いろんなことを検討してからでないと、そのプール一つ一つを壊れて直ちに直すという選択は今取れないというところがあるということです。副次的な効果としては、民間プールを利用することによって、民間の水泳指導のプロの手を借りて授業できる。1回先週やったんですが、かなり水泳の指導という点で、水に入っているだけだとやゆされていることも多かったんですが、泳ぎの授業をやっているというようなのを担当に報告を受けているので、そういう副次的な効果もあるのかなというふうに思います。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) 下位委員、よろしいですか。

下位委員) はい。

教育長) ほかに質疑、どうぞ。鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員) 教員のストレスチェック、何%ぐらい受けてるの。全体で。

学校教育課長) 今性格な数字を持ち合わせていないので、後ほどお渡しいたします。

教育長) 後ほど確認ということで。

学校教育課長) 後ほど。すいません。

鈴木委員) 基本的にね、多分5割ちょっとぐらいのものだろうと思う。僕が想像してるのは

ね。いつも僕は言うんだけど、本人のためなんですよ、ストレスチェックというのは。要するに、こちらが材料欲しくてやってるわけじゃないのね。これいつも濱名課長に言うようにね、鬱の症状なんかは精神内科で分かると、今、いい薬もあるし非常に的確に早く対応できるので、今、鬱とかストレスだとかというものについては誰でもなる。できるだけ教頭、校長、総括教諭は必ず受けるように。そして、職員に受けてもらって、自分が今どういう状態なのかというのを早く知るとするのは非常に大事なことなんです。さっき教育長から言われたように、県なんかもストレスがたまっている問題を起こす教員がいるというのも、ここにも一つ要因があるので、やっぱりこれはもうほぼ 100%に近い状態で受けてもらいたいなど。本人のために絶対的に必要なんです。ストレスをためないためには、どういうふうにするかという指導も含めて、ストレスチェックをすることによって、心療内科を受けることによって、早ければ早いほど改善が早いので、1年たっちゃうとね、なかなか時間がかかる。だからストレスチェックという意味、もう一度皆さんに理解してもらって、何度も言うようだけど、管理職はね、もう必ず受けるというぐらいのつもりで指導してほしいなというように思いますので。これお願いなので、ひとつよろしくをお願いします。

学校教育課長) おっしゃるとおり、昨年からストレスチェックを始め、実施率は非常に低かったです。そのときに鈴木委員からもご指摘をいただきました。今年度については年2回実施をする形で、日程もすでに決定しております。この前の定例校長会議の中で日程をお伝えし、確実に先生方が受けていただくよう口頭でお伝えしました。また、6月に1回目の実施になります。これから通知をさせていただいて、再度また周知を図っていききたいということと、団体にもお願いをしまして、先生方にそういった機会をきちっと活用してくださいということもお願いをしているところです。ありがとうございます。

教 育 長) 教育委員会の職員も受けられるようであれば受けてください。ちなみに、神奈川県全体の教職員に関してのストレスチェックについては、やっぱりスタート段階のときには、鈴木委員ご指摘のとおり、受検率低かったですね。ただ、昨年の段階のところでは、もうこれは鈴木委員お話があったとおり、当然ながらにして、まず本人の心身の状況を自ら知ることがすごく大切なことですし、さらにその中で、それが最終的には自分が教えている児童・生徒のところに返っていくということがあるので、もうこれはあなた方がやるべきものですということ、昨年度は全体の中でもう 90%以上に受検率も上がっているはず。ですので、やはり物言いをしっかりね、鈴木委員のお話のとおり、管理職のほうからどうしてやるんだと、面倒くさいではなくて、最終的に子どもたちのためにというところで話をしていくことで先生たち動きますので、これは物言いをしっかりとしていくということがやはり必要だなというふうに思っていますので、周知のほう、ぜひよろし

くお願いしたいと思います。

ほかにご質疑ございますでしょうか。水沢委員、お願いいたします。

水沢委員) ストレスチェックは、なるべく自然に日常化してるという感じで行えることが大事だと思います。県職員の間でもやはりストレスチェックを受けるということ自体がストレスを生むことは避けたいですね。なるべく、いつでも日常的にそういうチェックは受けるんだという、構えない参加意識というか、普通の意識ができればいいかなと、やはり思います。その結果が、鈴木委員のご指摘のような形で反映して、いろんな形での精神的な無理のあるような状況というのは生まれないようにしたら、そういう優しい感じが漂うといいなと思っています。

教育長) 質疑について、ほかにごございますでしょうか。

下位委員) 先ほど教育長のお話にもあったのですが、今後クロームブックを利用したオンラインホームルームというものもあり得るかもしれない。その前提条件として各家庭への無線LANの有無の調査を行うという話があったのですが、昨年も調査を1回しているはずなので、今年の新1年生以外は1度調査はしている状況かと思います。ただし、新1年生と転入生に関してはこれから調査をするという理解でよろしいでしょうか、ということと、インターネットの環境がないという家庭に関しては、昨年度は貸出し用のモバイルルーターを用意してましたが、今年度その予算はあるんでしょうか、という2点の質問です。

学校教育課長) まず、小1、中1を対象とした調査の必要性については、先ほどの教育長からのお話もあったとおり投げかけは行いました。各学校、調査はこれからになると思います。昨年先行実施した中3の生徒さんに対しては、ご自宅がWi-Fi環境にない家庭にモバイルWi-Fiルーターを貸出したいたしました。今年度は、その通信費に関しては予算を取っておりませんので、もしそのような状況になった場合は何かしらの手立てを考えなきゃいけないかなというふうに考えております。

教育長) 下位委員、よろしいでしょうか。

下位委員) 補足しまして、昨年南郷中学校の3年生だけなんですけれども、修学旅行が中止になったための平和教育のために、被爆者の会の方にこちらに来ていただいて、南郷中学校の3年生全員にオンラインで配信をし、生徒からも質問を受けるということをやっています。そのため、やることは多分できると思うんですね。ですから、準備はぜひしておいていただきたいなというふうに思っております。以上です。

教育長) じゃあ、課長、そのような形で。

学校教育課長) はい。

下位委員) よろしくお願いします。

教育長) ほかにご質疑等ございませんでしょうか。

ご質疑がなければ、これにて質疑を終結いたします。

以上、教育長の報告事項については、これをもって終了といたします。

引き続きましてですね、日程第3の議案第6号についてでございますけれども、本議案については予算関係のために非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) それでは、議案第6号は非公開といたします。傍聴人に一時ご退出をいただくため、暫時休憩をいたします。

(休 憩)

(再 開)

教育長) 再開いたします。

(議案第6号)

教育長) 日程第3、議案第6号「令和3年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第2号））（案）」についてを議題とします。

議案について説明をお願いいたします。教育部長、お願いします。

教育部長) 議案第6号 令和3年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第2号））（案）について。

令和3年葉山町議会第2回定例会において、令和3年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第2号））（案）に係る議決を経ることについて、異存がない旨を申し出るものとする。

(別紙)

令和3年5月19日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長より教育委員会の意見を求められましたので、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものです。

詳細説明は担当課長からお願いいたします。

学校教育課長) よろしく申し上げます。今年度もかながわ学びづくり推進地域研究委託事業に手挙げをさせていただきました。町の学びづくり事業に重ねて本事業を実施するものでございます。主に各校の校内研究における授業改善のための指導・助言を得るため、大学の教授等を招聘する報償費等に使用しております。なお、昨年度はコロナ禍において拠点校の葉山小学校と南郷中学校の研究発表会が実施できませんでしたので、今年度はその両校が研究発表を実施する予定となっております。よろしく申し上げます。以上です。

教育長) これより質疑を行います。ご質疑等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ご質疑がなければ、これにて終了します。

議案第6号について承認することにご異議ありませんか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。以上、議案第6号「令和3年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第2号））」については、原案のとおり承認されました。

それでは、傍聴人入室いただくため、暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

教育長) では、再開いたします。

(議案第7号、議案第8号)

教育長) 日程第4、議案第7号「押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について」、日程第5、議案第8号「葉山町教育委員会行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する規程について」を一括で議題とします。

議題について説明をお願いします。部長、お願いいたします。

教育部長) 議案第7号 押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則について。

押印を求める手続の見直しに伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則を次のとおり制定する。

(別紙)

令和3年5月19日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

行政手続の町民負担の軽減及びデジタル化推進環境整備を図るため、押印を求める手続を見直すことに伴い所要の規則を定める必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものです。

続きまして、議案第8号 葉山町教育委員会行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する規程について。

葉山町教育委員会行事の共催及び後援に関する規程の一部を次のとおり改正する。

(別紙)

令和3年5月19日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

行政手続の町民負担の軽減及びデジタル化推進環境整備を図るため、押印を求め
る手続を見直すことに伴い所要の改正を行う必要があります、葉山町教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するもので
す。

なお、議案第7号につきましては、別紙のとおり教育委員会が所管する学校教育
法施行細則ほか3件の規則で規定する様式中、申請者等の押印欄を削除させていた
だくものです。

また、第8号につきましては、教育委員会行事の共催及び後援に関する規定で定
める様式中の申請者等の押印欄を削除させていただくものであります。

なお、規則等の施行日は令和3年6月1日としております。以上です。

教 育 長) これより質疑を行います。ご質疑等ございますでしょうか。

質疑がなければ、これにて終結いたします。

議案第7号及び第8号について、承認することにご異議ありませんか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、議案第7号押印を求める手続の見直しに伴う教育
委員会関係規則の整備に関する規則について、議案第8号 葉山町教育委員会行事
の共催及び後援に関する規程の一部を改正する規程については、原案のとおり承認
されました。

(報告第3号)

教 育 長) 日程第6、報告第3号「教育長の事務代理に係る報告について」を議題とします。
議案について説明をお願いいたします。教育部長、お願いいたします。

教 育 部 長) 報告第3号 教育長の事務代理に係る報告について。

令和3年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第1号））について、教育委員
会の事務を臨時に代理したことについて報告します。

(別紙)

令和3年5月19日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に
より教育委員会の事務を臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定により報告
するものです。

内容につきましては課長のほうからお願いいたします。

学校教育課長) 葉山小学校及び一色小学校の児童数増加に伴いまして、それぞれ学級数が1学級
増えたことに伴いまして、G I G Aスクール構想に伴うW i - F i ネットワーク環

境の整備を行わせていただくものです。また、職員室の追加整備という形で、児童・生徒の授業準備等に伴った職員室のアクセスポイントが必要になりましたので、そちらのほうも併せてお願いするところがございます。以上です。

教 育 長) これより質疑を行います。ご質疑等ございますでしょうか。

ご質疑がなければ、これにて終結します。

それでは、報告第3号を承認することにご異議ありませんか。

委員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、報告第3号教育長の事務代理に係る報告については原案のとおり承認されました。

(新型コロナウイルスに関する対応について)

教 育 長) 日程第7「新型コロナウイルスに関する対応について」に入ります。

各課から報告をいただこうと思いましたが、よろしくお願ひいたします。ま
ず部長。

教 育 部 長) 私のほうからは、町の基本方針につきまして少しご説明させていただきます。

こちらにつきましては、改正部分を中心に、今回の蔓延防止措置に伴って改正した部分を中心にご説明をさせていただきます。令和3年5月12日から5月31日までの間、蔓延防止等重点措置区域に葉山町も指定されるということがございまして、5月の10日の日に本町の新型コロナウイルス感染症対策本部を開催いたしました。その中で、国及び神奈川県の方針に従いまして、当町においても蔓延防止等重点措置期間の指定を受けている期間におきましては、公共施設の開館時間並びにイベント等の開催時間につきまして、午後8時までとするような措置をすることを決定させていただきました。基本方針の中では、1ページ目の④の公共施設の「なお」以下、なお、本町が蔓延防止等重点措置区域の指定を受けている期間については、開館時間を20時までとすると。それと、④の「なお」以下の文言を追加させていただいております。別添の資料1、2につきましても、今の改正内容に合わせまして、重点措置期間における開館時間等を20時までと定めさせていただいたものでございます。私からは以上です。

教 育 長) ほかに説明はございますか。

生涯学習課長) それでは、5月15日から葉山町が新型インフルエンザ等蔓延防止等重点措置の区域になったことに伴う生涯学習課の対応についてご報告させていただきます。

まず最初のイベント関係についてなんですけれども、小学校1年生から小学校3年生を対象に、5月15日に森戸海岸で実施を予定しておりました稚魚放流、潮干狩り体験は中止とさせていただきました。屋外のイベントなんですけれども、一定区域にアサリをまくため、密になってしまう。そういったことからですね、中止とさせていただきました。既に申込みのほうをやっておりまして、150名の定員

に対して 225 名の応募がありました。全ての方に中止の連絡は、はがきでさせていただきます。それとあと、同時にホームページのほうでも掲載させていただいております。当日、実施の有無についての問合せ等、そういったものは来てございませんでした。

それとですね、4月24日の土曜日から毎週実施しておりました少年少女体験講座、陸上講座、こちらの最終の回が5月の15日（土曜日）あったんですけども、こちらについては一色小学校のほうで実施させていただきました。校庭と体育館のほうに分かれて実施のほうをさせていただきました。それと、この間の日曜日、5月16日の卓球講座、こちらも葉山小学校の体育館で16名の参加で実施のほうをさせていただきますいております。蔓延防止等の期間中ですけども、5月30日、こちらは自然観察隊の開催のほうを予定しております。こちらについては時間帯を変更してですね、お弁当を当初予定していたんですけども、そちらの飲食は取りやめて実施する予定としております。

続きまして施設関係になります。学校施設開放については、5月31日までの間は、先ほど部長の説明がございましたとおり、開放時間を21時から20時までと短縮させていただきます。対象となる施設は、一色小学校新館、葉山小学校第2音楽室、各小・中学校の体育館という形になります。

その他、図書館、南郷、しおさいについては、感染対策を継続し、これまでどおり運営のほうをしております。以上になります。

学校教育課長) よろしく申し上げます。学校教育のほうからは、国・県の通知の内容と、各校の行事の内容、状況についてご報告をさせていただきます。

特措法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえて、改めて文部科学省から新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項が通知されております。各校に改めて通知内容の再確認をしていただくとともに、3密の回避やマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染予防対策の徹底についてお願いをしております。現在、国内でも変異株の感染者の割合が増加をしております。中でもN501Yの変異株があるものについては、従来と比較して大変感染しやすいというようなこと、それから若年層にも、児童・生徒にも感染することが例外でないというような報告も受けております。そういったところについて改めて校長先生方にもお話をさせていただきました。先生方にも本当に強い危機意識を持って対応していくことが必要だと思いますので、先ほど申し上げた感染リスクの高い活動、それから感染予防対策の徹底を図ることが大切です。感染リスクの高い教育活動の中で、たとえば近い距離で一斉に大きな声を出すとか、密集する学習場面であったり、あるいは合唱とかリコーダー、鍵盤ハーモニカ、調理実習、それから体育においては集合するような運動や、近距離で組み合ったりするような運動については、実施時期をずらして、単元を入れ換えて実施するように、また見直しを図るように学校にお伝えをしております。

す。

また、各校の行事についてですけれども、直近で南郷中学校が今週 5 月 22 日の土曜日に体育祭を実施する予定です。その実施の方法ですけれども、昨年度と同様に、種目数をかなり削減をして、午前中プログラムで実施をすることになっております。競技種目以外のマスクの着用であったり、あるいは工夫としてバトンを持つような種目に関しては、出場する選手は軍手をして出場などの感染対策をしっかりと講じた上で実施するというふうに伺っています。

また、観客についても、各家庭 2 名以内で、来賓の参加もございません。委員の皆様のご参加もないと思いますが、どのような形で南中の体育祭が実施されているか、私については見学させていただきたい旨、学校長にお願いをしたところでございます。

また、今月、校外活動を予定している学校が、葉山中学校在 5 月の 27 日に 1 年生がソレイユの丘、2 年生が鎌倉班別行動を予定しております。1 年生のソレイユの丘に関しては、バスで移動し、現地ではキャンプ施設のような形で、バーベキューができるのですが、そういったことは一切行わず、子どもたちはお弁当を持参して、近くの体育館施設を借りて食事をするというようなことも聞いております。行程等も含め、感染対策を万全にしながら実施をするというふうに伺っています。

また、2 年生の鎌倉班別行動に関しましては、公共交通機関を利用し、鎌倉へ行くというふうに伺っておりますので、感染拡大状況をしっかり見ながら、今週 21 日に最終判断をするというふうに聞いています。行程は、人がかなり多く、密集が予想される小町通りに関しては外しているということ、例年昼食はどこかお店に入って食事を摂ることを日程に組み込んでいましたが、お弁当を持参して源氏山で食べると聞いております。

また、泊を伴う行事として、一色小がキャンプを当初 6 月 25、26 日で行う予定でございましたが、この状況を踏まえて、11 月に延期したという報告を受けております。

直近の学校行事に関しては以上でございます。

教 育 長) ありがとうございます。各課からの報告がございましたけれども、何か報告に関してのご質疑等ございますか。鈴木委員、お願いします。

鈴 木 委 員) 濱名課長にちょっと聞きたい。コロナ対策のこれ、何回か出してるよね。対策について。読んでるんだけど、誰かが感染したときに、どういうふうに手続をするかというのは書いてあるんだけど、学校側の処置、要するに閉鎖をかけるのか、どのタイミングで閉鎖をかけるのかというのは決めてある。

学校教育課長) 一律にこのタイミングで閉鎖というルールを定めることはなかなか難しいと思います。各学校の感染状況や人数あるいは他学年に兄弟・姉妹がいるとかいないとか、そういった状況を総合的に判断いたします。実際に学校には事前に、実際に罹患し

た報告ではなく、保護者の方がPCR検査を受けたとか、あるいは家族の中で、親戚の中で受けた方がいるとか、そういったところから報告を聞いていますので、事前に状況を把握しております。こうなった場合はこの対応、こうなった場合は休校も考えなければいけないなどシミュレーションしながら事前に相談して進めておりますので、現状それらのケースをマニュアル上に記載することは難しいと考えております。

鈴木委員) これは決めたほうがいい。なぜかという、年内までに多分ある程度の人数のワクチンを打てると思う。そうすると、打てないのが16歳以下。そうすると、子どもにまともに当たるんだよ。ワクチンを2度目打ち終わるというのは、年内ちょっと過ぎるかと思うんだけど、1回目は年内で終わると思うんだけどね、今言った子どもたちは無理なので、子どもたちにすると、ものすごく広がる可能性がある。やっぱり1名出てもね、学校を閉めるんだというぐらいの措置を教育委員会は考えておかなきゃいけない。うつってからだ、どうにもならない。クラスターになると目も当てられないから、だから早急に、濱名課長や松本が考えて、教育部長と相談をして、教育長とも相談しなきゃいけないけど、どのタイミングで閉めるかというのをね、できるだけ早く、極端に言ったらPCR検査の結果が出てね、陽性だということで保健所から来たら、1人であっても学校を閉めるんだというぐらいの対応をしたほうが、僕はいいと思う。学級閉鎖や学年閉鎖のようなインフルエンザのようなわけにはいかない。なぜかという、インフルエンザの場合は保護者が、インフルエンザを受けている、ワクチンを受けている可能性がある。だから、インフルエンザにかからない可能性がある、ご家庭でもね。今回はどうもワクチン終わるまでまだ時間がかかるので、この可能性はちょっと非常に難しい。だから、学校側としては大変だと思うけどもね、例えば5日間なら5日間、3日間なら3日間、一回休ませて、様子を見るという必要性が必ず出てくると思う。それと、子どもなり教職員が出た場合には、そのクラスのPCR検査を受けてもらうなりね、これは保健所が決めることなんだけど。そういうことで、一旦学校閉鎖をかけるということが僕は必要なんだと思うので、一回、単純なインフルエンザや今までの新型コロナウイルスのような対応じゃない対応を考えていただきたいなというふうに思ってるので、ぜひお願いしたい。

教育長) 本件については、自治体ですので、自治体のところでの判断になるとは思いますがけれども、神奈川県教育委員会のほうが既に、どのような形で学校を止めるかというところの一つの物の考え方と、それからケースによって当然保健所がどのような形で濃厚接触を決めてくるかということもありますので、そこも踏まえた上で、迅速に検討させていただいて、また周知ができる、早急にできるようにというふうに進めてまいろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木委員) もう一つ。中川課長に。今回中止になったんだけど、いつもこれ、潮干狩り、人

気があるよね。150 人に対して 220 人。昔、もっと多かったかな。抽選になってしまふ。このくらいの数字だったら、全員参加できるの。

生涯学習課長) 今回についてはですね、コロナ対策ということもありまして、例年、未就学児と親御さんというのも募集していたんですけども、今年度については当初から外させていただきました。実際にこの制度に毎回人気があって、定員よりも多くの方に参加いただいております。実際に今年 150 人が、もし、コロナ対策がないとすれば、場所的には 225 人ぐらいであったら参加は可能かなと思います。

鈴木委員) 前にこれ、青間協でもちょっと話題になったんだけどね、もっと多くて抽選になった気がする。それで今、担当には僕なりにちょっと提案をしたんだけど、抽選だとね、外れる人はいつも外れて、受かる人は常に受かっちゃうから、今年抽選でした人を外して、そして抽選をして、余ったところをダブらせてやるという指示を出していたんだけど、応募者全員が受けられるのであれば行っていいんだけど、選別をしなきゃいけない場合、これだけじゃないと。選別をしなきゃいけない場合には、できるだけ多くの町民が希望して行きたい人が行くわけですよ。そのときに抽選になった場合、外れる人が出てくるんでその人をどうするか、翌年自動的に上げていくとかね、そういうことは常に考えて、同じ人ばかりでぐるぐる回らないようお願いしておきたい。今回は中止なんだけど、よろしくお願ひします。

教 育 長) 生涯学習課長のほうで、今のお話を受けた形で、抽選のことについてはまたご検討ください。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(その他)

教 育 長) では、日程第 8 に移らせていただきます。その他についてを議題といたします。

小峰委員のほうから、連合会の総会についてのご報告をいただけるというお話を伺っておりますが、よろしいでしょうか。では、小峰委員、よろしくお願ひいたします。

小 峰 委 員) では、令和 3 年度の神奈川県市町村教育委員会連合会の第 1 回目の役員会総会についてのご報告をいたします。

鈴木委員に代わって参加する本年度第 1 回目の会議だったんですけども、書面会議になりました。まず役員会は 3 つの議題を総会に上げるための提案ということで、1 つが令和 2 年度事業報告及び収支決算について、2 つ目が役員の改選について、それから 3 つ目が令和 3 年度事業計画及び収支予算についてということがあがりました。役員は 12 市町村から出ていますが、全役員から総会の議案として適当と認めるということで、これがそのまま総会の議題になりました。総会の議題として上げられた、先ほどの 3 つについても、32 の市町村で適当と認めるという結果を得られましたので、全て書面会議で可決されたということになりました。

詳しい内容について、ここで申し上げるのは省略いたしますが、役員についてだけ申し上げますと、令和3年度の役員は、会長が逗子市、副会長が秦野市、幹事として横須賀、茅ヶ崎、大和、海老名、それから南足柄、二宮、真鶴、山北、開成、座間、寒川、葉山も入っております。この後に資料として令和4年度、5年度の役員の出選基準というのが出ておりました。

先に書面をもらっていると細かい数字も見られるので、こういう内容でしたら書面会議のほうが時間的にも余裕があつていいなという感想を持ちました。

以上です。

教 育 長) ご報告ありがとうございました。ほかにその他案件、各委員の方々ございますでしょうか。

鈴木委員) その他でいいんですね。

教 育 長) はい。その他で、鈴木委員お願いします。

鈴木委員) ちょっと濱名課長と松本、両方に聞きたいんですけど。ジェンダーレス化に伴って、LGBTのことで、ジェンダーレス化も非常に難しいんだと思うんですけど、この間新聞に、兵庫県の姫路かな、市立の中学生で、女性がスカート、男性がスラックスというのを廃止して、詰め襟をやめるということだね。ブレザーとスラックスで統一することにしたいらしい。それからもう一つは、学生手帳なんかはね、女子はこう、男子はこうと分けて書いてあるんですけど、それはもう全部、男子・女子というのをやめてね、全部「生徒」という表示をするそうです。これね、やっぱり葉山も考えなきゃいけない時代が来るんじゃないかなと。ちょっと文科省の話を知ったら、かなりの学校が検討せざるを得ないだろうと、これからね。トイレの問題を含めて、非常に頭の痛いことなんだと。どこまでするのかというのは僕はちょっと分からないところがあるんですけど、ただ、極端に言うと、この姫路の場合は、男性でもスカートをはけるようになってるんですよ。チョイスができる。要するにブレザー、スラックスなんだけど、希望があれば男女を問わずスカートをはくことができると。このデータを見るとね、6割程度かな、やっぱりスカートを希望する女性がいるんですけど、4割ぐらいは、だから半々ぐらいだね。男の生徒でスカートを着たいという人は今のところいないようなんですけど、もうそういう時代なのかなと。保守的な物の考え方では駄目なので、将来像として、葉山も考えていかなきゃいけないだろうと思うんですけど、この辺の見解についてちょっと聞きたい。松本から。

教 育 長) 指導主事、お願いいたします。

学校教育課指導主事) 確かに葉山町におきましても、例えば未就学の男の子でスカートを好んではいっているということも、連携の中で聞いておりますので、その子が小学校に入学したとき、中学校へ進学したときのことを考えますと、そのような準備をしておくべきだと思います。

また、葉山町の中学校におきましては、葉山中学校が県の人権教育委託事業を受

けており、LGBTに関しましても積極的に教育に取り組んでおります。葉山中学校については、希望があれば女子生徒であってもスラックスを選ぶことができます。そのように中学校の教職員が勉強して、柔軟に対応しているというところが実情です。私もLGBTについては私自身ももっと勉強すべきことだと考えておりますので、葉山町の中でもそのような教育を進め広めてまいりたいと思っております。以上です。

学校教育課長) おっしゃるとおりだと思います。これからの社会、一番大切になってくる視点として、多様性を認め合っていくことがこれからの社会に必要な視点だと思います。学校に関しても、今の制服の問題だけに限らず、これから先、建物に関しても、更衣室であったりトイレであったり、様々なハードやソフトの面も含めて、みんなが過ごしやすい環境づくり、人間関係づくりが大事だと思います。したがって、今後検討していかなければいけないことだというふうに考えます。

鈴木委員) 町長からも言われたんですけど、確かに松本が言うように中学ではね、スラックス、女性はスカートじゃなくてスラックスが選べるということなんだけど、これは姫路のようにね、標準服自体をね、やっぱりオーソドックスのものに変えていく。今、少なくとも男子は詰め襟だよ。そうじゃなくて、要するに標準服というものをこういうものだと。今、標準服は男子が詰め襟になっているわけでしょう。そうじゃなくて、もう、上はもう誰でも着れるブレザーにすれば標準服になるし、スラックスにしておいて、男女を問わずスカートを希望できるというような、この姫路の対応ね、非常に理にかなってるから、今すぐできるとは思ってないんだけど、詰め襟というものが男なんだという印象が強過ぎちゃうのはいけないんじゃないかと。

今、私の知ってる東京の私学なんか、男女ブレザーというパターンが結構最近多いんですよ。やはり避けて通れない問題なんだろうと。すぐ具体的に何かをやらなきゃいけないじゃなくて、頭の中で、学校教育課のほうは考えておかなきゃいけない。どの時点でどうするかという計画を問うておかないとね、いつかは県教がそのことについて議論になるんだろうと思うので、議論になってからやったんじゃ、また1年も2年も遅れちゃうわけだから、校長なり、それからPTAの方、それから児童生徒、これだけはある程度聞いていかないといけない部分があると。

ただ、最初は制服やめちゃおうという意見もちょっと僕は考えたんだけど、これね、企業でもね、制服を実はやめようとしたことがあるのね。銀行も含めて。ところが、これをやるとね、女性に非常に服代がかかるんですよ。お金がかかってしょうがない。そういうことで非常に不評でね、まただんだん企業でも制服に戻っている。やっぱり中学生なりがそれをするとな、各家庭の競争になってしまうのも困るし、制服だと同じものが2つあれば換えることができるんだけど、私服になると、毎回換えていくというのは子どもがかわいそうなので、標準服を作る。自由にすることじゃなくて、日本のよさ、海外ではほとんど標準服なんかないので

ね、日本の場合はそれが僕は逆に家庭の負担なり競争にならない部分のところが大
きいんじゃないかという気がしているので、企業ではそういうイメージを持ってや
っているのですね。ただ、標準服のあり方というのは、ちょっと一度頭の中で考えて、
ある程度考え方をまとめておく必要性はあるんじゃないかというふうに思うので、
ひとつよろしく願いいたします。

学校教育課長) ありがとうございます。

教 育 長) 今のお話につきましては、もう既に県立高校の中では、いわゆるLGBTにプ
ラスQを入れて物の考え方を整理しています。いわゆる標準服のところに移行してい
る学校もあれば、委員ご指摘のように、私の前任校のところの湘南高校の場合は、
詰め襟と、女子はブレザーと紺のスカートということが標準としては定められてい
ますけども、あくまでも標準でしかないので、ご指摘のような形でのいわゆるジェ
ンダーフリー系の生徒さんたちが入学を、これまでも何人かしてきています。その
中での指向は、本人たちに委ねられているというところがありますので、詰め襟と
それから様々なところの考え方というのは、学校にとってもおありになると思いま
すので、委員ご指摘のとおり、まずこれ、議論をしっかりと、学校の中でもまずし
ていかなければならない。さらに言うならば、生徒たちがどういうことを考えてい
るのかというところを、必ず生徒たちの意見を聞きながら、最終的に全ての学校
の中でどうしていくのかというところに、いい形でのソフトランディングができれば
一番いいんでしょうと。ちなみに、ご承知だと思いますが、県立高校の中では唯一、
いわゆる私服を運用しているのは、県立希望ヶ丘高校だけです。ただ、都立高校に
ついてはほとんどの学校が私服運用していますので、いろいろなケースというのが
もう既に存在していますので、そこも踏まえた上で、あらかじめ想定値を作りなが
ら、学校に投げかけていければと思っておりますので、ご承知おきいただければと
思います。

ほかに何かございますでしょうか。

水 沢 委 員) よろしいですか。今のLGBTの件はQも含んで、柔軟に対応しているというの
が現実だと思います。そういう情報共有をしながら、教育委員会も、それから生徒
も、むしろこれ、対話的にどういう在り方がいいのだろうというような問題意識を
共有して話題にする。そういう機会を意識的に持てば、そういうことで悩んでいる
子ども、自分の意見を言える。そうすると、その子が感じている、そのことによるス
トレスを少しでも解消できる。そういうことをプログラムしながら実施していくと
いう方針を作っていくのが一番無理のない進め方だと思います。上からまた言われて
しまったというのは結構つらいと思います。ここには自由に自分たちが選んだもの
であり、そこには組織の権力関係は反映してないという。自由な、先ほどの自律し
た形での各自の意見交換があるというのは前提であると思います。以上です。

教 育 長) ありがとうございます。本件以外でも結構です。その他何かございますでしょう

か。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、主な行事予定について、教育部長のほうからご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育部長) それでは、主な行事予定です。

令和3年5月21日、町議会第1回臨時会。

22日、南郷中学校体育祭。

24日、教育委員会事務点検・評価報告書意見交換会。

6月3日、定例校長会議。

6日、葉山町民健康マラソン大会。

15日から町議会第2回定例会。

23日、教育委員会定例会(予定)となっております。

23日の定例会につきましては、よろしいでしょうか。それでは、23日10時ということで、よろしくお願いいたします。以上です。

教 育 長) それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。時刻は11時49分ということで、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。